

選挙



小笠原村選挙管理委員会

TEL 2 - 3 1 1 1

選挙権・被選挙権のある人

選挙権は、私たちが国や地方公共団体の代表者を投票で選ぶことができる権利のことです。

衆議院議員・参議院議員の選挙

満20歳以上の日本国民

東京都知事・都議会議員の選挙

満20歳以上で、引き続き3ヶ月以上都内の同一の区市町村に住所のある日本国民

小笠原村長・村議会議員の選挙

満20歳以上で、引き続き3ヶ月以上小笠原村に住所のある日本国民

被選挙権は、選挙により国会議員や地方公共団体の議員および長につくことのできる資格のことです。

日本国民であること

一定の年齢以上であること

25歳以上：衆議院議員、都道府県議会議員、区市町村長、区市町村議会議員

30歳以上：参議院議員、都道府県知事

地方公共団体の議会の議員の選挙については、その選挙権を有すること

選挙人名簿に登録される人

選挙権があっても、投票を行うためには選挙人名簿に登録されていなければなりません。この選挙人名簿に登録されるためには、登録基準日において

選挙権を持ち、

住民票が作成された日または転入届を出した日から引き続き3ヶ月以上住民登録されていることが必要です。

登録は、毎年3・6・9・12月の年4回（定時登録）および選挙が行われるつど（選挙時登録）行われます。

登録された人が他の区市町村へ転出した場合は、4ヶ月経過したとき、または転出先の名簿に登録されると抹消されます。

投票の原則

公職選挙法第35条では「選挙は、投票により行う」と定められています。この投票には次の7つの基本原則があります。

投票主義

1人1票主義

選挙人名簿登録主義

投票当日投票所投票主義

投票用紙公給主義

単記自書式投票主義

秘密投票主義

各選挙につき、1人1票に限られます。

選挙人は、選挙人名簿に登録されないと投票ができません。

選挙当日、自ら投票所に足を運び、投票しなければなりません。なお、この例外として不在者投票制度があります。

投票には、交付された所定の投票用紙を用いなければなりません。

投票用紙に自ら候補者1人の氏名(比例代表制選挙の場合は候補者名または政党名)を記載しなければなりません。

投票用紙に選挙人の氏名を記載してはなりません。また、何人も誰に投票したか述べる義務はありません。

投票日に投票できないとき（不在者投票制度）

投票は、投票日に投票所でするのが原則ですが、次のような理由で投票所に行けない人のために、不在者投票制度があります。

不在者投票ができる人

投票日に仕事、または葬式の喪主等冠婚葬祭の主宰や親族の冠婚葬祭があること

以外の旅行やレジャー、買い物等の私用のため、自分の投票区の区域外にいること

けがやお産、病気、老衰など身体の状態が歩くのに不自由なこと

（身体の状態が良いときに不在者投票できます。病院などの指定施設に入っている方は、そこでも不在者投票ができます。）

小笠原村の選挙人名簿に登録されていて、他の区市町村へ転出した人

村議会議員・村長選挙の場合は投票できません。また都議会議員・都知事選挙の場合は、都外へ転出すると投票できなくなります。

不在者投票ができる期間

不在者投票をすることができる期間は、選挙期日の公（告）示日から投票日の前日までの間です。しかし転出先や旅行先などの滞在地で不在者投票をしたときは、投票日までに選挙人の属する区市町村の選挙管理委員会に投票が届かないと無効になりますから、その郵送期間などを考慮して投票用紙等を取り寄せ、不在者投票をする必要があります。

不在者投票の方法

投票の場所によって、おおむね次の3つに区分することができますが、それぞれによって手続きが異なりますので、事前に関係先の選挙管理委員会に電話等で問い合わせることをお勧めします。

自分が選挙人名簿に登録されている区市町村で投票する場合（旅行前に投票する場合など）

投票所入場券（ハガキ）が届いた人は、それを持って不在者投票窓口へお越しください。

投票所入場券は棄権防止・投票所での整理等の方法の1つとして発行しているものであって、それがなければ投票できないというものではありません。紛失してしまった場合や届かない場合などは、選挙管理委員会へお問合せください。

以外の区市町村で投票する場合（滞在地で投票する場合）

まず、不在者投票用紙等を取り寄せなければなりません。選挙管理委員会に用意してある用紙に必要事項を記入し（印は不要です）自分が選挙人名簿に登録されている区市町村の選挙管理委員会の委員長あてに、直接または郵便により請求してください。不在者投票用紙等の請求は、選挙期日の公（告）示日前でもすることができます。また投票用紙等は、郵送による場合、選挙期日の公（告）示日前でも選挙管理委員会が定めた日以降直ちに発送されます。（小笠原村では選挙期日の公（告）示日の前々日から発送できることになっています。）取り寄せた投票用紙等を持って滞在地の区市町村選挙管理委員会をおたずねください。

事前に記入したり、不在者投票証明書入封筒を開封すると投票できなくなります。

指定病院、指定老人ホーム等で投票する場合、病院等または選挙管理委員会にお問合せください。

郵便による不在者投票

選挙人名簿に登録されている人のうち、身体障害者手帳を持ち、次のいずれかに該当する人は、郵便による不在者投票ができます。

両下肢、体幹の障害、移動機能の障害の程度が1級または2級

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が1級または3級

なお、戦傷病者手帳を持っている人もこの制度を利用できる場合がありますのでお問合せください。

郵便による不在者投票を行うためには、あらかじめ郵便投票証明書の発行を受けておくことが必要です。でお早めにお問合せください。

在 外 選 挙 制 度

外国に住所がある人も、国政選挙の比例代表選出議員選挙に限り、投票することができます。この場合もまた、投票を行うためには選挙人名簿に登録されていることが必要です。

登録の要件および申請方法

満20歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する人は、管轄の領事館等に、申請書・パスポート・3ヶ月以上住所を有している証明書を持参し、申請してください。